

一時預かり実施における注意点等について

平成29年1月

目次

- 1 一時預かりの形態について
- 2 専用居室を設けるか否か
- 3 面積基準について
- 4 保育従事者について
- 5 補助金について

※この説明は、事業者さまからのよくある質問等を整理し、回答しているものになります。一部、表現等が、要綱等とは異なることがあります。ご了承ください。

1 一時預かりの形態について

Q：一時預かり事業にはどのような形態があるのか。

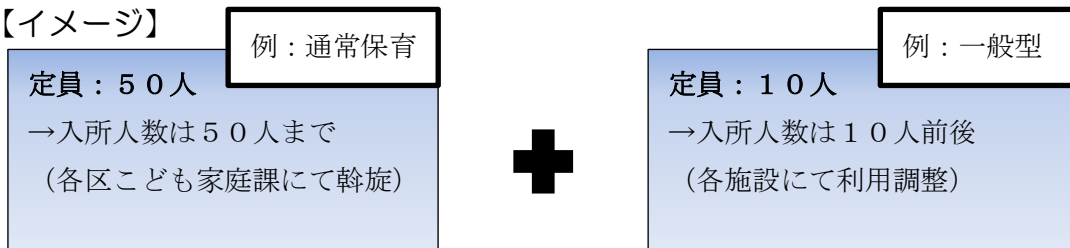
A：千葉市では、一般型（基幹型）、余裕活用品、幼稚園型の3形態に分かれます。

（1）一般型

通常保育の定員数とは別に、一時預かり専用の定員を設けて頂くものであり、例えば、通常保育が定員50人であれば、その50人はあくまで通常保育の定員である。一方、一時預かり専用の定員としては、概ね10人程度設けて頂く必要がある（施設の規模による）。

→一般型の中でも、土日・祝日の通常保育を実施しない日においても、一時預かりを実施するのが、基幹型。

【イメージ】

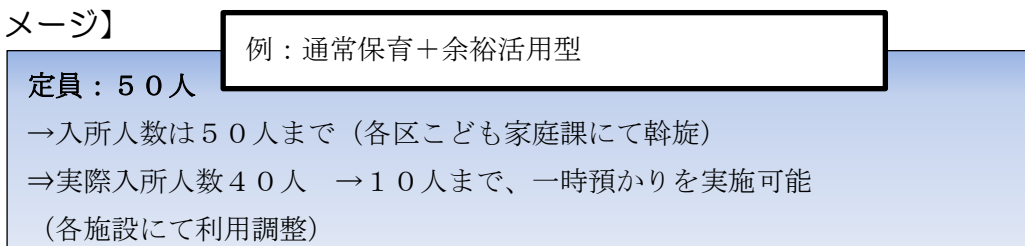


（2）余裕活用品

（1）の例で、通常保育での定員が50人であるとし、そのうち、入所人数が40人であった場合、10人の空きが出る。この10人の枠を一時預かり事業に充てるもの。

→一時預かり専用の定員は設定無し。

【イメージ】



（3）幼稚園型：私立幼稚園が一時預かり事業を実施する場合、これに当てはまる。ここでの説明は割愛。

2 専用居室を設けるか否か

Q：専用居室は設けなければ事業実施は不可能か。

A：必ずしもそうではない。

→千葉市の一時預かり事業では、原則、専用居室を設けることとしています。しかしながら、通常保育に支障が及ばない（※）という条件の基、専用居室が無くとも事業実施は可能です。

※「通常保育に支障が及ばない」とは、例えば、一時預かりの児童をお預かりすることにより、後の説明にあるような保育従事者の問題であったり、面積の基準に違反することがないような状況が考えられます。

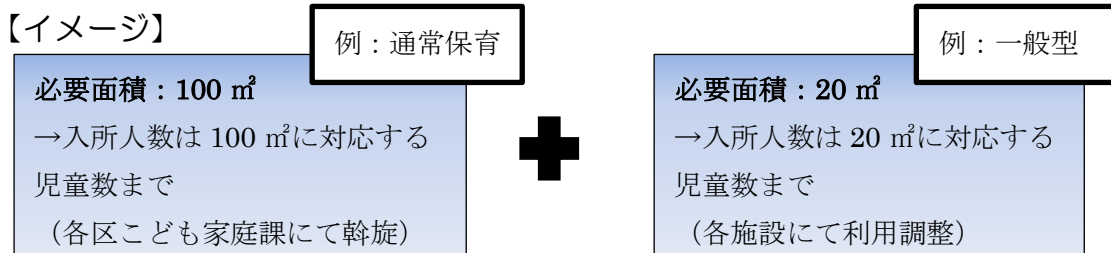
3 面積基準について

Q：通常保育と一時預かりでの児童数とその面積の関係は
どうなるのか。

A：一般型・余裕活用型で説明が分かります。

→A①：一般型の場合、1番の一般型の説明のとおり、通常保育とは別に一時預かり利用者専用の定員を設定する必要があります。これにより、通常保育で必要な面積基準を満たし、かつ、一時預かりでの預かり児童数に応じた面積基準を満たす必要があります。

例) 通常保育での定員に対する面積基準が 100 m²であり、一時預かりでの定員に要する面積基準が 20 m²であるとすれば、合計 120 m²が施設の保育面積として、必要となる。

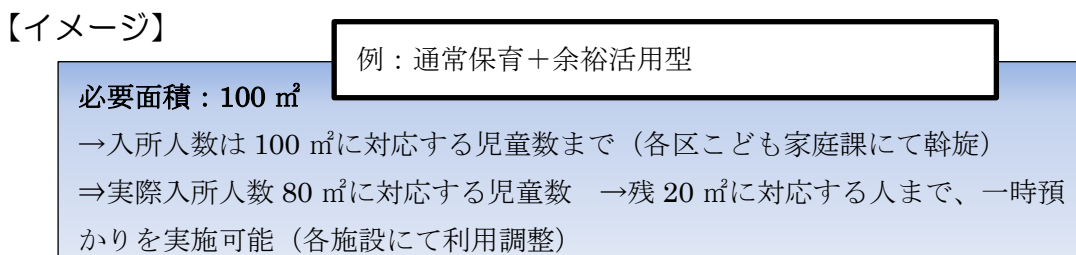


→A②：余裕活用型の場合、1番の余裕活用型の説明のとおり、通常保育で必要な定員に対する面積基準を満たしているはずなので、特に面積については検討しなくても良いこととなります。

例) 通常保育での定員に対する面積基準が 100 m²であり、入所人数が定員に達していない場合、その達していない人数分を一時預かりの児童数に充てることができる。

※面積基準が定員に対し、ギリギリである場合、預かる児童の年齢によっては余裕活用型でも面積に注意する必要がある。

(例：0歳児と4歳以上児では必要面積が異なる。)



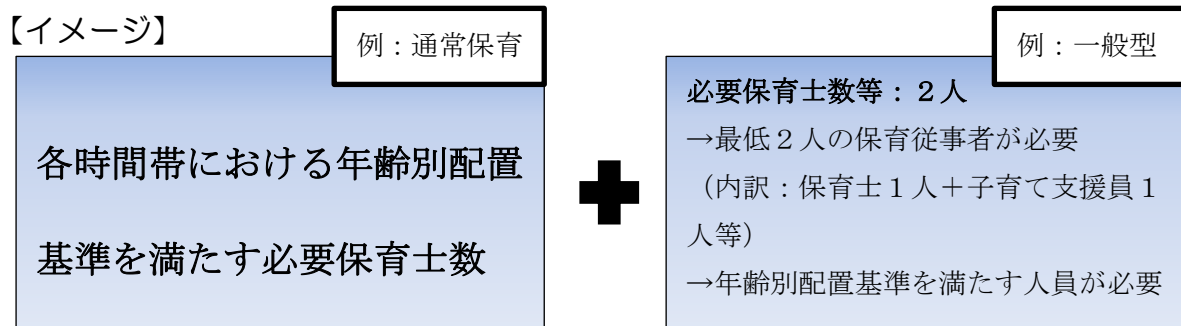
4 保育従事者について

Q：通常保育と一時預かりでの保育従事者数はどう考えれば良いか。

A：一般型・余裕活用型で説明が分かります。

→A①：一般型の場合、通常保育での必要な保育士数等を確保し、これとは別に、一時預かりに従事する職員を職員配置の計算上考える必要があります。

例) 各時間帯において、通常保育の年齢別配置基準による必要保育士数とは別に、一時預かりに従事する職員を原則2人以上確保する必要がある。



※上記イメージ中、職員配置の計算上、分けて考える必要があるだけであり、通常保育に従事している職員が一時預かりに従事できないわけではない。

※この他、職員配置の詳細については、別途募集要項等を参照。

A②は次ページへ

→A②：余裕活用型の場合、通常保育の定員に必要な職員について確保は出来ているはずであり、これに対応する児童数までは預かりが可能です。よって、一時預かりの職員として計算上考える必要はそもそも生じません。

例) 通常保育での定員に対する必要な保育士数が10人である場合で、通常保育での入所人数が保育士8人までで処遇が可能であれば、残り2人分の保育士を一時預かりの従事者として充てることになる。

※職員配置が定員に対し、ギリギリである場合、預かる児童の年齢によっては余裕活用型でも職員数に注意する必要がある。

(例：0歳児と4歳以上児では必要保育士の配置基準が異なる。)

【イメージ】

例：通常保育＋余裕活用型
必要保育士数：10人 →実際入所人数は8人の保育士に対応する児童数まで ⇒残2名の保育士に対応する児童数まで、一時預かりを実施可能

5 補助金について

Q：補助金はどのように手続きをするのか。また、その金額は。

【手続きについて】

A：一般型等の型によって事務手続きが異なりますが、概ね以下のようになります。

- ① 事業開始認定申請
- ② 事業開始（市から決定後）
- ③ 当初交付申請（年間の延利用児童数の見込みに応じて金額を決定する作業）
- ④ 概算払い請求（例年9月末支払。当初交付決定額の半額。市から金額の承認決定後）
※余裕活用型は年度末に実績精査後に一括払い。
- ⑤ 年度末終了後、延利用児童数等の実績報告
→ほぼ同時に精算払い請求等

【補助金額について】は次ページへ

○【補助金額について：一般型】

- ① 算定：延利用児童数の数に応じ、下の表の「人数」に充てはめる。
- ② 従事する職員が「全て保育士」か、「子育て支援員を含む」のかにより、基準額が変更。
- ③ この他、障害児保育に対する加算、生活保護加算、等があり、②の基準額に加算される。
- ④ ③で出した基準額の合計と、施設での持出金額（※）を比較し、どちらか低い方の金額が補助金の額となる。
※施設の一時預かりの経費(人件費・備品代等)から、一時預かりの利用料収入を差し引いた後の金額のこと。

例) 延利用児童数が950人であり、計算上の保育従事者が全て保育士であり、施設経費が400万円、一時預かり利用料収入が50万円であった場合

→「900人～999人」の階層、且つ「①全て保育士の場合」で読み取ると、3,645,600円が最大の補助金額となる。

→施設経費400万円から、利用料収入50万円を差し引きし、残額350万円

→3,645,600 > 3,500,000

→350万円が補助金額となる。

→次ページへ基準額表

○【補助金額について：余裕活用型】

→一般型と同様の考えであるが、「延利用児童数×2,100円」により、基準額を算定。

→その他、加算を算定し、合計基準額を算出

→施設持出経費と合計基準額を比較し低い方が補助金額。

※余裕活用型の場合、人件費を経費として判断することは難しくなりますので、必然的に補助金額も少なくなる。施設によっては、年間を通じ、算定金額が0円となることもある。

【参考：平成29年度適用補助基準額（予定）】

単価算定根拠1，240円+100人階層（全て保育士の場合）

人数	基準額	人数	基準額
0人～99人	1,473,000	2,000人～2,099人	5,873,800
100人～199人	1,792,200	2,100人～2,199人	6,076,000
200人～299人	2,111,400	2,200人～2,299人	6,278,600
300人～399人	2,430,400	2,300人～2,399人	6,481,200
400人～499人	2,633,000	2,400人～2,499人	6,683,800
500人～599人	2,835,600	2,500人～2,599人	6,886,400
600人～699人	3,038,200	2,600人～2,699人	7,089,000
700人～799人	3,240,800	2,700人～2,799人	7,291,200
800人～899人	3,443,400	2,800人～2,899人	7,493,800
900人～999人	3,645,600	2,900人～2,999人	7,696,400
1,000人～1,099人	3,848,200	3,000人～3,099人	7,899,000
1,100人～1,199人	4,050,800	3,100人～3,199人	8,101,600
1,200人～1,299人	4,253,400	3,200人～3,299人	8,304,200
1,300人～1,399人	4,456,000	3,300人～3,399人	8,506,400
1,400人～1,499人	4,658,600	3,400人～3,499人	8,709,000
1,500人～1,599人	4,860,800	3,500人～3,599人	8,911,600
1,600人～1,699人	5,063,400	3,600人～3,699人	9,114,200
1,700人～1,799人	5,266,000	3,700人～3,799人	9,316,800
1,800人～1,899人	5,468,600	3,800人～3,899人	9,519,400
1,900人～1,999人	5,671,200	3,900人～	9,721,600

単価算定根拠1，240円+100人階層（保育士+子育て支援員の場合）

人数	基準額	人数	基準額
0人～99人	1,331,000	2,000人～2,099人	5,673,800
100人～199人	1,650,200	2,100人～2,199人	5,816,000
200人～299人	1,969,400	2,200人～2,299人	6,018,600
300人～399人	2,350,400	2,300人～2,399人	6,221,200
400人～499人	2,553,000	2,400人～2,499人	6,423,800
500人～599人	2,755,600	2,500人～2,599人	6,626,400
600人～699人	2,958,200	2,600人～2,699人	6,829,000
700人～799人	3,160,800	2,700人～2,799人	6,971,200
800人～899人	3,363,400	2,800人～2,899人	7,173,800
900人～999人	3,505,600	2,900人～2,999人	7,376,400
1,000人～1,099人	3,708,200	3,000人～3,099人	7,579,000
1,100人～1,199人	3,910,800	3,100人～3,199人	7,781,600
1,200人～1,299人	4,113,400	3,200人～3,299人	7,984,200
1,300人～1,399人	4,316,000	3,300人～3,399人	8,126,400
1,400人～1,499人	4,518,600	3,400人～3,499人	8,329,000
1,500人～1,599人	4,660,800	3,500人～3,599人	8,531,600
1,600人～1,699人	4,863,400	3,600人～3,699人	8,734,200
1,700人～1,799人	5,066,000	3,700人～3,799人	8,936,800
1,800人～1,899人	5,268,600	3,800人～3,899人	9,139,400
1,900人～1,999人	5,471,200	3,900人～	9,281,600

※余裕活用型は【2100円 × 延利用児童数】にて算定する